





るいは政府のほうに對して、あるいは国会に對して給与改善に関する活動をなさるわけですか。そういう機会を通じてわれわれもいろいろのお話を伺うわけでございますけれども、警察官につきましても、そういうことがないことは御指摘のとおりでございます。そこで警察庁におかれましては、この問題はそういう事情を踏んまえて、ものを言わないから知らぬ顔をされたのではなかなか、一そうその点は十分気を付けなければいけないというところで、たいへん警察庁のほうにおいて代弁されたような形でわれわれのほうにお話もございませぬ。またわれわれのほうといたしましては、この問題は声がないからといってほっておくわけにはまいりませんので、その点は十分心得て従来も給与改善に努力をしてきたつもりでございます。警察官の場合は現在ごらんいただきましたも俸給表を伸ばす、たとえば巡査でおられます間は巡査とか巡査部長と階級がございまして、これは一応職務と責任の範囲が非常に明確でございしますので、巡査であるのに巡査部長ないしは警部補の俸給をやるというわけにもまいりませぬ。したがって、巡査であっても相当年月御勤務になれば、これは給与が上がっていくというふうな特段の配慮を現在いたしてまいっております。それから一般職の俸給表に比べますと、二号ないし二号半程度水準を高くしております。そういう考慮をしてできる限りやっております。もう一つでございますが、警察庁のほうは必ずしも満足しておられませんが、われわれは公務員全体を処遇いたします中で全体とのバランスを考えながらできる限りやっております。もう一つでございますが、警察庁自身は多少満足しておられぬということはこの際申し上げてもいいのであります。しかし今後も十分努力をしていくつもりでございます。

そこで、もう一つの問題は、警察官と刑務官それぞれに比べてみれば、刑務官に比べて警察官の場合のほうがずいぶんきついのではないかと御指摘でございます。刑務官につきましてもこれは法務省のほうの御所管で、やはり法務省からいろいろのお話がございます。これは比較して楽だということを私がこの席で申し上げるのは必ずしも適當でないかもしれないような問題を含んでおります。したがって、ただいま一つの成案があるわけではありませぬから、先生のお話も十分承り、現在の状況から考えまして申し上げられることでありますけれども、よりの確な方法で、たとえば現在一つの俸給表を適用しまして、ある部分については調整額というふうな方法で処遇をより見ていく、あるいは特殊勤務手当というふうな方法を活用するとかいろいろの方法はあるわけでございます。今後にわたりますと、もしそういうわけで特段の措置をする必要があるというふうなことになるならば、そういうことも考慮してみてもよろしいですが、いまのところは刑務官も含めまして公安(一)の俸給表のできるだけの改善に努力して、こういう状況でございませぬ。

○吉田委員長 御報告申し上げますが、警察庁から浅沼人事課長が政府側に入ってまいりましたのでお含み願います。

○堀委員 そこで、私がいまの三つの職種をあげておきますのは、それは仕事の難易という点を比較するのはなかなか問題があるかと私も思います。ただ、私が一つ強調しておりますのは、刑務官というのは刑務所という一つのワケの中で勤務しておられる方であるし、皇宮警察は多少警察官のほうに近い点がありますけれども、一般の警察官というのは、常日ごろ民衆に接触をする場合が非常に多いわけですね。そこで衣食足って礼節を知るといふのが、これは古来のことばでありますけれども、待遇がよければ私はその人たちの日常に接する民衆に対する態度等においても、それは十分に反映してはくれないかというふうな感じがします。警察官の不祥事件をわれわれ新聞紙上で拝見をする場合にも、どうも給与が少ないう面が多少は反映しておるのではないかと感じます。ですからそういう意味で、まず公安職の俸給表と

らいろいろのお話がございます。これは比較して楽だということを私がこの席で申し上げるのは必ずしも適當でないかもしれないような問題を含んでおります。したがって、ただいま一つの成案があるわけではありませぬから、先生のお話も十分承り、現在の状況から考えまして申し上げられることでありますけれども、よりの確な方法で、たとえば現在一つの俸給表を適用しまして、ある部分については調整額というふうな方法で処遇をより見ていく、あるいは特殊勤務手当というふうな方法を活用するとかいろいろの方法はあるわけでございます。今後にわたりますと、もしそういうわけで特段の措置をする必要があるというふうなことになるならば、そういうことも考慮してみてもよろしいですが、いまのところは刑務官も含めまして公安(一)の俸給表のできるだけの改善に努力して、こういう状況でございませぬ。

いうものが、実は国家公務員だけを規制してはななくて、地方公務員である非常に数多くの警察官をも拘束して、ひとつ人事院としても、その影響の素材としては、非常に大きいわけでありまして、前向きな検討を進めていただきたいということをまず第一点として要望いたします。

第二点は、いまの特殊勤務手当でございますけれども、これはちょっと警察庁のほうで答えをいただきたいのですが、国家公務員と地方公務員は、この特殊勤務手当についてかなり差があるように思いますが、現在の状態はどういうふうになっておるのか、少し具体的に答えをいただきたいと思ひます。

○浅沼説明員 お答えいたします。

特殊勤務手当でございますが、これは警察の勤務の特殊性にかんがみまして、刑事とか白バイでございませぬかあるいはパトローラーあるいは鑑識作業、そのような特殊な勤務に對しまして手当を支給いたしております。これは勤務日数に應じて支給をいたしておりますわけでございます。

こまかい問題でございますが、手当の日額を申し上げますと、国家公務員につきましては刑事でこれは一級、二級、三級と技術に應じて階級が分かれてございまして、刑事といたしますと、一級が三十六円、二級が二十四円、三級が十八円、地方公務員の場合には一級が百十円、二級が八十円、三級が六十円というふうになっております。このように白バイ、パトローラーあるいは鑑識、それぞれに若干の差があるわけでございます。

○堀委員 いまの国家公務員と地方公務員についてお答えになったのは、さっきの人事院の話によりますと、現実に国家公務員として公安職(一)ですか、何か俸給表で受け取っておる者は警視正以上だ、こういうことになっておるんですね。そうすると、国家公務員でいまおっしゃった三十六円、二十四円、十八円という一級、二級、三級は、これは定めはあるけれども、これを受け取る者は実

際はないわけですね。現実にこれに基づいて国家公務員として受け取る人はないわけですね。

○浅沼説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘のように、鑑識は国の職員がおりますので鑑識はございませぬが、その他ほとんど該当がありません。ただ刑事につきましても、皇宮警察につきましても、一部特殊勤務手当を支給しておる国家公務員もございませぬ。

○堀委員 そうすると、地方公務員のほうの一級、二級、三級、百十円、八十円、六十円というのは、これは都道府県がおのおのきめておるのか、何か一律の基準となつて支給されているのか、警察官の給与というのは、都道府県で非常に差があるのですが、これはどうなることになっておるのでしょうか。

○浅沼説明員 お答えいたします。

地方公務員の特殊勤務手当、たとえば刑事につきましましては、ただいま申し上げました金額を基準といたしまして、各県でそれぞれ定めた支給をいたしております。地方におきましては、このように日額でなく、支給方法を改めまして、定額制をとりましたり、あるいは勤務日数に應じた月額制というような支給方法をとっておるところもございませぬ。

○堀委員 そうすると、現実に国家公務員の特種勤務手当というものは、必ずしも俸給表では地方公務員の基準にはされてない、こういうふうな理解をしていいわけですか。基準になつておるのは、いまあなたのお話によりまして、地方公務員としての——これはどこできめてどういふことになつておるのかよくわかりませぬが、いまの百十円、八十円、六十円というのは、警察庁が何か目安にしてきめておるものなのか、あるいは標準的などこの府県がきめておるものなのか、その点がちょっとよくわからないのですが、非常に差がある、三倍ぐらいの差があるのだから、そうすると、これは他の俸給とは異なつて、地方公務員としての警察官をあまり拘束してない、基準としては国家公務員のほうは拘束してない

い、こういうふうな理解をするのです。ですから、いまの人事院のほうでは俸給表は一本としてあれだけども、特殊勤務手当で考えたいというお話があるのですが、考えようにも三分の一くらいのことなんだから、現実と非常に遊離しているのですが、その辺の実際の取り扱いの状態ですね。

○浅沼説明員 ただいまの地方公務員の二級、三級の日額の基準は、地方財政計画策定上の単位費用を計算する基礎になっておる金額でございます。これも人事院あるいは自治省、大蔵省当局にも年々お願いをいたしまして、たとえば刑事の日額にいたしましては増額を見るとか、あるいはその一級、二級、三級のそれぞれの予算上のパーセンテージがございまして、大体どのくらい、一級はこのくらいというパーセントはありますけれども、それを高額者にパーセントを高くするとかいうようないろいろの御考慮を願ひまして、増額を見つつあるものでございます。

○堀委員 そこで、いまこれを拝見しますと、刑事と白バイとパトカーと鑑識とは出るわけですね。いま私が議論しておりますのは、こういう人たちもたいへんだと思うのですが、私はやはり駐在所に勤務をしたり、いま交番というのかどうか知りませんが、派出所というのですか、われわれが通例交番と称しておるようなところで勤務をして、日常大衆に接解しておる人たちというのは、現状としてはこういう特殊勤務手当はないわけですね。警察官の中にも、確かに、私は警察官のワケの中だけ見ましても、警察署の署の中で勤務しておられる方、これはどちらかというと、実際の警察官であってもやや事務的な仕事のほうをしていらつしやる方があられるわけですね。これは私に数の上ではかなり多いんだらうと思うのですが、これを土台として考える場合に、一種の外勤巡査といふと、外側に出ておる人というものは、私はたとえ金額は少なくとももう少し——私が言う直接非常に大衆に接解をし、日常のそういういろいろな防犯活動といふますか、そういう形の中で

努力をしておられる方の分は、実はこの中に入っていないわけですね。さつき私は給与局長のお話を聞きながら、こういうような特殊勤務手当があるならば、そういう外勤の職務にある者に対して、それはほかの方と差があつてもいいと思ひますが、いまの内勤の方と比べて少しメリットのあるような措置を考えてあげる必要はないのか。そうすると、私が最初から申し上げておるような刑務所の刑務官との差というものは、実はそこに問題を求めているわけですね。日常民衆に接解をし、外勤としておられる人たちの勤務様態のパターンといふものは、これは刑務所の刑務官とはやや違つておるのではないかと、特にそれは警察官側からの問題もあるけれども、私に言わせれば国民の側からそういう人たちの処遇がよければそれでいいから、そういう間でも望ましい条件が生まれてくるのではないかと、こういう気持ちを持てるのだから、俸給表が警察官、刑務官、皇宮警察官と三つに分けることがなかなかむずかしければ、特殊勤務手当の点で考慮するといふ方向を、人事院のほうでそういう外勤部分の人たちに、もう一つここに一項設けて、これに特殊勤務手当を幾らかつけるということになると、これは実質的にいまの基準財政需要額の中にあつた方のほうでも入れる根拠ができてきて、いま私の希望するように入、民衆に接解をする外勤の一般の警察官にもそういう意味でメリットが及ぶのではないかと、こういうふうに感ずるのでありますが、警察庁側としてそれに対しての見解をちょっと伺いたい。

○浅沼説明員 お答えいたします。ただいまお話ししの御趣旨、まことに私どももそのとおりいたしたい、努力しなければならぬと思ひますが、ただ、いまのお話とちょっと違ひますが、御承知のように駐在巡査には奥さん手当というのが現在出ております。それから特殊勤務手当ではございませぬが、超過勤務手当におきまして、交代制勤務者のものについては若干、内勤者よりは超勤のパーセンテージを高くしてございます。それからただいまお話ししのようない外勤手当と申

しますか、あるいは駐在署勤務の勤務時間は、一応勤務会によりまして八時間、毎日勤務になっておられますけれども、夜でもその場所において待機をいたしまして、事件の処理等をやらなければならぬ。したがって、いわば一種の常直手当といひますか、拘束されておる状態に対する手当、そのような外勤手当と申しますか、あるいはそのような常直手当と申しますか、そのような問題を現在検討を進めて、成案を得ましたならば関係当局にもお願いをいたしたい、このように考えておる段階でございます。

○堀委員 いまお話ししの駐在所の奥さん手当といふのは、同僚の武藤議員が栃木県で在職中その問題を提起されたといふことを聞きまして、たいへんけつこうな制度だと思ひますが、これは警察官のほうではないのですか。奥さん自身も電話を聞いたりはしない、あるいは奥さんに出ていると思ひます。それは別に切り離して考えないと、あれが出ておるのではないかと、これは出たがらう、こういふところから、それは大蔵省が直接出すのではない、いけれども、基準財政需要額の中に入るのでも困るから、それはと切り離しておいてもらいたい。

あとの超過勤務手当の問題は、これは私は実情を少し伺いたしたいのですが、はたしてほんとうに超過勤務しただけ現実に出ないのではないのですか。私は実は国会議員になる前に自分で診療所を経営して診療に従事しておりました。近くに警察があつて、その警察の皆さんが私のところへ非常によく見たものだから、診療の合間にいろいろと警察官の皆さんのことを聞いたことがあるのです。当時の話では、年末非常警戒といふのになると、いまだうか知りませんが、たしかそのころは、警察官のそういう外に出る勤務の方といふのは、一種の二十四時間勤務みたいなもので、あくまで日が非番になる、そういう形になっておつたようですが、何か非番もふつ飛ばして年末非常警戒といふのに出なければならぬ。そうやって出ても、

別にあまり超過勤務手当がふえるわけでもなかつた。年末非常警戒といふのは市民のためにはたいへんいことだらうけれども、われわれ警察官としては実に頭の痛い時期ですといふことを、そういう時期にかぜを引いたりして私のところへ来た警察官が言つておられた記憶があるのです。いま私、国会議員になつて七年にもなりますから、だいぶ事情は違つたかもしれませんが、ですから、そういう超過勤務手当等も、はたしてほんとうに超過勤務しただけいまでも出ているのかどうか。年末非常警戒のような場合には、そういうふうな非番を返上して出ているようなときは、それはやはり超過勤務手当が本来なら出る性格のものではないかと思つたのですが、そういうところの取り扱いといふのは現在はどうなつておるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○浅沼説明員 確かに超過勤務手当につきましては、超過勤務の実情と予算上認められまして額におきまして相当の開きがございまして、実績から見ますと、四分の一ないし五分の一くらいといふふうにおられは見ておるわけでございます。○堀委員 これは自治省のほうにお伺ひいたしませうけれども、基準財政需要額の中に超過勤務手当なんといふのは入るのですか、どうなつておるのですか。私、あまりつまびらかにしないので、お答え願ひたい。

○岡田説明員 超過勤務手当特殊勤務手当、すべて基準財政需要額の中に算入いたしております。○堀委員 そうすると、その算入するときには四分の一ぐらひしか算入されてないのですか、実情とのにらみ合わせでは。○岡田説明員 これは警察庁と地方財政計画をつくりますときに毎年十分打ち合わせまして、できるだけ実態に近づけるように努力はいたしております。御承知のとおり、一般の公務員につきましても、超過勤務手当は基本給の六%でございます。警察官については九%にいたしております。また一部は、先ほどお話しされました私服関係につきましては一二%にしております。総ワケの許す限

り、これは警察官のほうにお伺ひいたしませうけれども、基準財政需要額の中に超過勤務手当なんといふのは入るのですか、どうなつておるのですか。私、あまりつまびらかにしないので、お答え願ひたい。

りできるだけ実態に近づけるよう努力はいたして  
おります。

○堀委員 私、一般職のほうはどうでもいいと  
いうことではございません。しかし、一般職が行  
なう超過勤務というのは、これは実はほんとうの  
意味の超過勤務なんですね。ほんとうの意味とい  
うとおかしいですが、いつも超過勤務をするよう  
なことにはなっていないと思います。ところが、  
どうも私、警察官というのを見ると、何か超過勤務  
があたりにまみれたいな、定時で仕事をやるほう  
が例外だというような勤務様態ではないのかとい  
う感じがする。ですから、その点で私が俸給表の問  
題に触れておるのは、要するに、超過勤務手当が  
正当に支給をされないのなら、そういう勤務様態  
に対しては俸給表というものはそういう状態を織  
り込んだものにならないと問題があるのではない  
か。さっきの刑務所の刑務官の問題と比較をする  
場合においても、刑務所の刑務官というものは、  
私は、そんなにしょっちゅういまの警察官ほどに  
超過勤務をしていないのじゃないかと思うので  
す。必要な範囲における人員が充足をされてお  
れば、多少の超過勤務はおかしくないけれども、こ  
れは計画に基づいて行なわれておること、そう  
ではないのではないかと。とにかく一般の警察官と  
いうのはその点では、超過勤務をしない者が内勤  
職員というか何か一部の者があって、その他はお  
おむね超過勤務をかなりさせられる仕組みになっ  
ているのじゃないかと思うのです。その点警察官  
どうですか、やや常態の勤務だけで終わる者と常  
時超過勤務をせざるを得ないような状態におる者  
と比べて、全体の人員上のウェイトというのを見  
たら——これは急に同うのでむずかしいかもしれ  
ませんが感じていいのですけれども、感觸として  
はどのくらいの感じになりますか。

○浅沼説明員 お答えいたします。

ちよつとはっきり自信を持って申し上げられま  
せんが、一般の外勤の勤務は、先ほどちよつと先  
生からお話もございましたように、大部分は隔日  
勤務制をとりまして、二十四時間勤務いたしまし

て翌日非番、こういう勤務を繰り返して周期とし  
ておる。一週間に三回も二十四時間勤務をやる  
というふうな形になっております。これにつきまし  
は、超過勤務といたしましては、交代の関係と  
か、あるいは休憩中にもかかわらず勤務をしない  
ればならぬとかということ、あるいは特に三十九  
年度の地方財政計画におきましてから、制服警察  
官の夜勤手当を別ワケで計上しております。これ  
も大きなプラスでございますが、そのような形で  
ございまして、引き継ぎあるいは夜の、いな  
かと市街地と相当違うわけでございまして、これ  
はただいまお話しのように、相当超過勤務をする  
のが常態であるというところが多からうかと  
思います。それから刑事諸君は、これは超勤もよ  
けい認められておりますように、これはやはり勤  
務時間内で犯罪の捜査その他をやるということ  
は非常にむずかしいわけでございまして、この  
諸君はやはり超勤をある程度常態というとおか  
しいのですが、そういうような職種だらうかと考  
えております。

○堀委員 いまのようなことで、これは確かに地  
域的にもいろいろ問題があるかと思ひますが、  
おそらく都会地では非番であつてもかり出される  
場合もかなりあるのではないかと思ひますので、  
そういう点も含めて——これは超過勤務手当のほ  
うに、横道にいったのですけれども、人事院の方も  
聞いていただいております、それは超過勤務のほう  
で十分でない——それはすべきですけれども、  
現状で十分でないというふうな問題もあるでし  
うから、そこは俸給表にも関連をすれば、いまの  
私がちよつと問題を提起しておる外勤巡査に対す  
る特殊勤務手当というふうなものをご検討して  
いただく問題にも私は関係があると思ひます。  
これは一連の関係でものを見ていただきたい、こ  
ういうふうな思ひわけです。基本的な点はそ  
ういふことなので、ひとつ人事院のほうに、いま私が申  
しておる外勤の一般の警察官に対する特殊勤務手  
当というものを、さつき特殊勤務手当等でひとつ検

討を進めたらどうかというお答えもありましたの  
で、こういう点も含めて検討されるかどうか、  
ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○浦本政府委員 どうもお耳ざわりのことを申し  
上げるようではなはだ恐縮なのでございますが、  
巡査部長というのは、これは外勤の勤務というよ  
うなことは常態なのでございます。それが俸給表  
上どういふふうな評価されるかということになっ  
ておるのでございまして、内勤の方もまればお  
られるのでございまして。しかし、本来からい  
えば、その内勤の方は、一般職と同じ水準の俸給表  
を適用されてしかるべきものである、このように  
われわれは考えておるのであります。ただ、警  
察庁のほうでは、それは巡査なり巡査部長なりと  
いうものは随時交流をして、ある場合には内勤を  
やるかもしれないけれども、大部分は外勤をする  
のだ。それであるから、内勤したとき下がるのだ  
というふうなことでなかなか人事交流はうまく  
いかない、これはごもっともでございます。そう  
いうことで、現在内勤と外勤とを俸給表上区別  
いたしておりません。しかしながら、それは内勤の  
人がその俸給表が適当であるということではない  
のでございまして、あくまで現在二号ないし二  
半の水準差が置いてありますゆえは、やはり一  
般職と比べて外勤の勤務に従事されております  
警察官という方々の職務の困難性を評価いたしま  
して、そういうことになっておるのでございま  
す。したがうしてこの問題が直ちに外勤の特  
殊勤務手当ということにならないように思ひ  
ます。しかしながら、全体的に見まして、  
今後とも警察官の勤務等を十分見てまいるとい  
うことにおきましては十分研究いたしたい、このよ  
うに思ひます。

○吉田委員長 関連質問を許します。有馬輝武  
君。

○有馬委員 いま答弁を伺っておりますと、理屈  
だけあなたはいまおっしゃったようで、実態にそ  
ぐわなことはないはだしいと思ひます。一例と  
して、三池争議、水俣争議のときに多数の警官が

各県から動員された。その旅費の実態がどうなっ  
ておったかという点につきましてはあなたの方のほ  
うが十二分に知っておるはずなんです。全部が持  
ち出しだ、そして悲惨なあの宿直を重ねておる。  
テントの中で食うものも食わないでやっておる。  
その実態を見てきておられて、いまみたいただ  
公式的な発言をされる点について、私どもは納得  
がいかない。あのときの資料を出して何日外勤を  
やって、その旅費は幾らであつたかお示しをいた  
だきたい。

○浅沼説明員 まことに申しわけございませ  
んが、ただいま手元にその資料を持っておりませ  
んで、正確な答弁はできません。

○有馬委員 正確な資料は持っておられないし  
ても、どういふ実態であつたかということにつ  
いては御承知のほうです。常識的な旅費——国家公  
務員、地方公務員の旅費の概念とだけだけ違つて  
おりますか。そういう点については御説明できる  
だらうと思ひます。一般的の状況について、その  
相違点について明らかに御説明願ひます。

○浅沼説明員 当時のこれは、旅費と超勤とは、  
申し上げるまでもございせんが、別でございま  
して、超勤はこれは全く県の担当でございます。  
旅費につきましては各県から動員するといふよう  
な状況に相なりました場合には、当然直接国費で  
支弁されたものとこのように考えられますが、ど  
の程度の、規定上の正規の金額と支給額との差が  
あつたかというふうな点につきましては、まこと  
に申しわけありませんが、ちよつといま申し上げ  
る材料を持っておりません。

○有馬委員 そういうことであなた方は警察官を  
動かせるのですか。実態がどうなつておるかを  
知らないで、ただ行けという命令だけを出  
す、あるいは県の要請があつたからそれに協力す  
る、それで済まされるものかどうかということ  
をお伺いしておるのです。それが人を使う道で  
か。私はあなたの方がその実態をつかんで、いま大  
蔵政務次官もおられるけれども、少なくとも常識  
的な支給をする、旅費、宿泊料あるいは超勤につ

いては持ち出しにならないような、せめて最低限の配慮をすべきではないかという立場からお伺いをしておるのです。

○浅沼委員 さらにその当時の問題につきまして調査をいたしまして、手元に資料はございませぬが、資料はあると思ひますので申し上げたいと思ひますが、旅費につきましてはそのような事案につきましても先ほど申し上げましたように、主として直接国費で支弁されておると思ひます。そのような国費の旅費につきましては、これは三池争議等だけではございませぬ。犯罪捜査全般の問題にも関連いたしますが、当時以降逐年非常に増額を認めていただいております。現在のところでは大観的に見まして全体的に、警備とか刑事とか交通とか、そういうふうな個々についてでなく、警察活動全般に見まして、もちろんせいたくを言えば切りがございませぬけれども、必要最小限度の国費の旅費、捜査費等は大体計上し、いただいております。その後あゝい事件がございまして、増額をしていただきました。現在のところは最小限度のところはいただいております。とに考えております。

○有馬委員 ぼくが申し上げておるのは、少なくとも警察官等のその精神的な立場というものについては非常に崇高だ、しかしそれを、すべてを犠牲にしてやるのだ、それが警察官のモラルだというふうな形で、あなた方の無責任さというものの、放漫主義というものを、そして大蔵省に対する折衝の努力の足りなさというものを、そういうモラルに転嫁するということが、あつてはならない。少なくとも必要最低限度のものは見えてやるという態度がなければならぬと思ひます。そういう点については常に資料を整えていなければならぬ。特に堀委員からそういう質問がある場合には、すべての資料を整備して出てこられるのが、私は政府側の姿勢ではなからうかと思ひます。それを調査してみなければならぬというふうなことで、どうして大蔵省がめつたい諸君が予算か、あややましうというふうなことになりませぬか。そう

でしよう。常日ごろのあなたの方の姿勢というものがなつておらぬのじゃないか。この点をよく銘記しておいていただきたいと思ひます。関連質問ですからこれでやめます。

○堀委員 給与局長に伺いたいのですが、私いまの答弁ちょっと納得できないのです。公安職の俸給表はいまあなたのお話ですと外勤の職員の方に比重をかけて見てある、こうおっしゃつたですね。そうすると、いま国家公務員の警察官の状態は、よろしゅうございませぬか、大体警察官というものが三万四、五千名いるんですね。警察官といふのは千三十二名しかいない。高級警察官八百四十人ですよ。要するに土台は警務職員が一番比重を占めておりますが、それじゃ外勤巡査の基準で設けられているというのがおかしいじゃないか。論理的に言えば、少なくともこの俸給表の性格というものはそういう形が配慮されておるといふことではなくて、警務職員と警察官と高級警察官における一番共通点の中で問題が処理されていなければ、この俸給表はおかしいですよ。だから、私は初めからそういう論理でものを言つておるわけですよ。いまあなたが、たまたま私が外勤巡査の職員の問題に触れたら、いや、これは外勤のほうの水準であつて内勤は別だとおっしゃるなら、私はいまの俸給表はおかしいと思ひます。それならおかし。区別しなければいけません。いまのあなたの答弁は、その点では論理的でない。説得力のある答弁を願ひたい。

○瀧本政府委員 現在、たとえば教育職の俸給表というものがございませぬ。国の直接職員でありませぬ教育(一)、(二)——高等学校、中小学校、これはほんのわずかです。したがひまして、これはちよつといまの警察官、警務官の場合と例は違ひますが、ちよつとお聞き願ひたいと思ひますのであります。が、われわれは、地方職員であります教育職員のことに直接の権限はない。ただ地方の場合、国に準ずるといふ規定がありますために制約されて、実際は地方の教職員の基準になるような俸給表を多くの方々のことを考えながらつくらな

ければならぬという状態に現在われわれはあるわけでありませぬ。そこでこの点はわれわれ人事院といたしましては非常に困らぬ。資料等も権限がございませぬので、自分の力によって十分収集することもできないというふうな状況でございませぬ。そこで、非常に間接的な方法でいろいろできる限りの努力はしてある、その状態は教育職員、警察官、同じような状態でございます。一番初めに申しましたのは、われわれが直接適用の範囲にあるところを申し上げたのでございませぬけれども、実はやはり地方の警察官のことも頭に置かしまして公安(一)の俸給表をつくつておるといふこともこれまた事実であります。

そこで、先ほどのようなことを申し上げたのでございませぬが、先生御指摘の警務官と警察官とでは非常に違ふじゃないか、もう少しはっきりしたかどうかというお示しでございませぬが、先ほど私が申し上げましたように、非常に大きい視野から見ますと、やはり一般行政職と、こういう警務官、警察官の方々とでは違ふというところで、現在できておる同じ俸給表を適用しておりますけれども、これは警務官と警察官は初任給が違ひました。したがひまして、初任給の違ひによりましてその後の経路が違つていくという微妙な変化があるわけでありませぬ。先ほどのような超過勤務手当等の問題もこれに付随してまいるわけでございます。そういうわけで現実の状況においては警務官のほうに、警察官は警察官のほうに、俸給表だけではなしにその使ひ方等もあわせて考えましたときに、まあまあ一応対処し得ておるのではなからうかというふうなわれわれ思つておりますけれども、先生のおことば等はこれは常時考へておらなければならぬことでございますので、今後也十分研究いたしたいと思ひます。

○堀委員 私は最初から申し上げておるような角度で、何とか民衆に接触をする外勤巡査というものが適正な給与条件にあることが国民のためだと思ひます。手続等は警察庁ともよく御相談をいた

いて、少なくともこういう外勤の職員が実情に即した給与が与えられるような方向にひとつ御検討をいただきたいと思います。私はこういう問題を提起したときは、あなたも御承知だと思ひますけれども、一応時限を切らしていただきますので、向こう一年間御検討いただいて、来年度におけるいろいろなさういふ皆さんのほうの人事関係の処遇をされる時期があるだろうと思ひますが、俸給表その他のベースアップが何かのそういう時期までに、ある程度の成案を得るよう御努力をお願いしておきたいと思ひます。

それから次に、今度は中身に入りますが、地方職員であるために警察官の給与に地域的なアンバランスというものがかなり目立っております。最初に私伺つて、自治省ではお答えしにくかったので今度は警察庁に伺ひますけれども、警察官の給与が大体三十歳くらいのところ、四十歳くらいのところ、五十歳くらいのところ、一番高いのは一体どこで、一番低いのはどこでどのくらいか。現実にはこれは年齢、階級その他同じところでお答えをいただかないと困りますけれども、平均をしたところでのどのくらい差があるのかお答えをいた

○浅沼説明員 三十八年の七月一日現在におきまする地方公務員の給与実態調査、自治省の御調査により警察職員の平均給料の月額を比較いたしますと申し上げますと、上位にランクされるものは東京の警視庁で二十八、九歳、三十歳ごろにつきましては二万七千円、四十歳弱、三十七、八歳ごろでは三万八千円、五十歳弱になりませぬと四万九千五百円、約五万円、平均月額はそのようになつております。低いほうの例を申し上げますと、たとえば長崎県は三十歳弱になりまして二万五百円、それから同じ長崎で三十七、八歳で三万六千円、五十歳弱になりまして三万八千五百円くらい、年齢によりませぬと、もっと低いところもございませぬ。

台のところ七千円くらい、四十歳のところで八千円、五十歳になると一万一、二千元ぐらゐり違ふ。警察官の中に非常な格差がある。同じ職務を同じ国の中でやっておりますが、それは東京都の場合、長崎県と比べて警察官の勤務状態は忙しいかも知れませんが、あるいは例外ということもあり得るかもしれませんが、しかし同じような職種に従事してある警察官の中に、これが十万円のところ一万円違うというなら話はわかるが、しかし二万円台のところ二万円と二万八千円の差というものは、私は常識的に見ていかかであるかと思ひます。これはおそらく警察庁だつてそう思われると思ひますが、土台になっておる國家公務員の基準というものは一体どこにあるか、これがわからないのですが、いまのベースで見れば國家公務員の基準ならどこが標準値になるでしょうか。一番下が標準値というなら話は別ですが、大体差が七千円、八千円、一万円あるところが國家公務員の基準で見ればそれはどの辺にあるのか。

○浅沼説明員 たいだいま申し上げました平均月額額は、階級は全然別に、込みで平均になつておりまして、その条件をどのよう考へて國家公務員の基準と比較すべきかということが問題でございますが、ちよつと的確にこれに見合ったものがこうだということが申し上げられないのであります。

○堀委員 これは調査のとおり方がありましようから、あなたのほうのおっしゃることで了解をいたしておきますが、どつちにしてもこの格差はもう少し縮まらなければいけませんね。一番下の側からいけば、二万円の人がいへば四割も違ふ。同じ職種にある者が四割も給与が違つたのでは私は適當でないと思ひます。これは自治省はどうですか。東京は不交付団体だからちよつと別になると思ひますが、あと交付団体の中でも、静岡県あたりでも三十歳のところが二万五千円ぐらゐです。これは交付団体のワツクの中で見ても五千円違ふのだということ、これはどうも問題があるのじや

ないかと思ひます。やはりもう少しこの幅を狭めるような努力が國として當然されてしかるべきではないか。地方財政の問題もありましようが、これは何も警察官の給与に限らず、府県における一般職の職員に給与にもそれは関係があるだらうと思ひますが、きょうは時間ありませんから、警察官の問題だけにしほつて議論しておりますから、一般職の職員の給与の差がこれと同じようにあるのかどうかよくわかりませんが、もしも、しかしこの点は平均的にしてもらいたいし、もしそれが許すならば、東京都は例外として交付団体で三十歳のところで二万五千円ぐらゐり出しておるといふことは、いまの給与の水準から見たら決して高いものではないという感じがいたしますが、これらの問題を含めて自治省としては警察庁あるいは地方等に対してどういふような働きかけをされるか、ちよつとその点を伺つておきたいと思ひます。

○岡田説明員 角度は少し違ふかもしれませんが、れども、財源保障の面からは、先ほどの昭和三十八年七月一日現在の調査の結果によりまして、警察官につきましてはその実態をそのまま認め、考へ方としてはやはり先ほど御議論がありました國の警察官に準ずるものという前提を認めまして、したがひましてその実態を尊重いたしておりまして、二万九千円と見込みまして、ここから出発して四十年度の財政計画上の警察官の平均給与ベースをとりまして、財源的には一応保障いたしておるつもりでございます。

あと具体的には個々の団体につきまして、条例よりも下回つておるところはないと思ひますけれども、きわめて下回つておるところがあれば、それは一般公務員にして、たとえば町村の職員の場合でありますか、それと同じようにやるのはおかしいかもしれませんが、やはり理論的に低いところは逐次是正することが妥當である。あるいは逆に高いところもござりますので、そういうところは財政事情に見合つて極力是正するようにしたい。そういうように、極力実態と合うように、

低いところは是正するように指導いたしておるつもりでございます。

○浅沼説明員 私どもの立場から申し上げますと、やはり先ほど御指摘のように各府県の行政職員のレベルと合わせて、それぞれの県においてはそのレベルと同じようなレベルで決定されております。昇給なども考えられておるといふこととござりますので、私どもとしては一応基本的な基準財政需要の面でレベルを上げていくというような点に努力をいたしたいと思ひます。

○堀委員 給与局長、いまお話し申し上げたように実態は非常に差があるのですよ。その差があることは、これはもう一べん自治省のほうに、この調査の場合に國家公務員ベースで行なわれておるところはこの府県かといふことは大体わかると思ひますので、國家公務員の基準に最も適合しておる府県は、いまのいろいろな俸給表その他から見てこの果だとしていただければ、それが一体この実態調査の中のどこにあるかといふことを基準にしてものを見たいと思ひますが、やはり公安職の職員の俸給表が必ずしも実態に即するほどの給与になつていない面があるために、そこで地方で上積みをかかひしておるのではないかと感じることがあります。そうすると、上積みのできる府県に在る警察職員はいいのですが、上積みのできない府県の者は國家公務員ベース並みあるいはそれよりやや低めということになると、そこに格差が生じてくるのではないかと、こういう感じがいたします。だからこの問題としては、一つには國家公務員の公安職の職員の俸給表の問題があると思ひます。もう一つは、それが動かないと、いまの自治省が基準財政需要額の中に盛り込むときにやや問題があるかとも思ふのです。ただその点で、ちよつと自治省の方でも少し弾力的に考へてもらいたいのは、さっきの特殊勤務手当については、幸にして國家公務員は刑事一級が三十六円であるが、地方公務員の基準財政需要額の基準になるものは一級が百十円というように、必ずしも國家公務員の基準にとらわれず実情に即し

てそれを要求しておられる点は、私は自治省としては一歩進んでおられると思ふのですが、そこらを含めて、警察官の給与を基準財政需要額に織り込まれるときには、実情に即してひとつ弾力的な措置を今後はおこなつていただくように、特に要望をしておきたいと思ひます。

要するに私がいままで申し上げたことは、もう一べん繰返しておきますけれども、権力の第一線にあるところの警察職員というものは、実は民衆と一番接面が多くて、非常に重要な職務を果たしておる。諸外国においては、警察官というものは日本に比べると全体としてはるかに優遇されております。だから、日本の警察官ももうちよつとそういう意識の上に立つて十分な給与条件がつくられるような方向に、警察庁、人事院及び自治省は方向をそろえて前向きに今後検討をお進め願ひたいし、同時に大蔵財務次官、すつとこれまで申し上げてきたことはやはり非常に重要な問題だと思ふのです。直接にはいまの問題は大蔵省等には実は結びつけないのですけれども、結果としてはやはり國の財政に關することとござりますので、そういう意味で大蔵省側としても配慮があつてしかるべきではないかと私は思ひます。

あわせて申し上げたいのは、数日前から国税職員の宿舎関係でちよつともめております。しかしこれは問題が二つあると思ふのです。オリンピック側の諸君の言ひ分も全くそのとおりだと私は思ひます。ところが今度國のほうは、税務職員の宿舎をちゃんと準備していないから安易に考へて、あいているからあれを使おうかといふところ、これは問題があると私は思ふのです。これは税務職員もそれから警察官もそうだと私は思ふ。警察官もある部分においてはなかなか転勤があるのです。署長になると官舎がくつていてはからいですが、それ以下の諸君は転勤するとかかなり遠方から通わざるを得ないという諸君が実はかなりあるわけですから、そこらを含めて、そういう権力の第一線におる諸君が、いろいろ勤務上の関係で転勤を余儀なくされる場合等についての宿舎の問題という

のは、税務職員、警察職員全く同じ形だと思ふ。これらの宿舎の充足のためには、固なり地方自治体なりが積極的に協力すべき問題じゃないか、こういうふうな考えますので、その点この宿舎の経費等は地方財政計画の中ではどういふことになつておるのか、ちよつと自治省のほうに伺いたいと思ひます。

○岡田説明員 国庫補助に对应いたしますところの地方負担は基準財政需要に算入いたしてあります。そこをつまびらかにしてください。

○浅沼説明員 警察官のうち、刑事とか警備とか常時待機をいたしまして、事件がありましたら直ちに出勤しなければならぬという職種につきましては、待機宿舎という制度がございます。待機宿舎を警察本部とかあるいは警察署の近くにめぐりまして、これについては国から半額の補助金が出るようになっております。特に三十九年度以降三カ年で、いま申し上げました刑事、警備その他常時出勤しなければならぬという諸君のうち、警部補以下ですが、そのうち三十八年度末で不足して約七千戸分を、三十九、四十、四十一年度において解消するという措置を特に認めていたしまして、現在その計画が進捗しておりますので、四十一年度になるとこれらの職種については一応待機宿舎ができるということに相なります。

○堀委員 そうすると、その残りの分は自治省のほうで計上してある、こういうことですね。

○岡田説明員 地方財政計画及び地方交付税の基準財政需要額に算入いたしてあります。

○堀委員 そうしましたら、いまのそういう特殊的な人の目的はそれで充足できると思ふのですが、あとに残るのが転勤その他、これは一べんお調べを願ひたいのですが、警察職員というのほどに転勤を願ひたい、その諸君の住宅の充足はどうか、一べん調査をして資料をお出しただきたいと思ふのです。そういう点に

ついて、その計画がいま進行中でですからそれが終わらなければ無理でありましようが、終わつたから引き続きどういふ問題についても私は配慮をすべきではないかと考えますので、この点はひとつ調査をして、資料等を御提出いただきたい。

○浅沼説明員 さつそくその資料——調査も推測ですが、この計画が終了いたしましたときにはどのようなことになるのかという点には、われわれとしては見通しを一応持つてゐるわけでありましよう。なお、待機宿舎は先ほど申し上げましたようなこととありますが、そのほか警察共済組合の資金を長期に投資いたしまして、それで一般警察官の宿舎を建てるとかというふうなことで、警察職員の住宅につきましてはいろいろな対策を講じて、早急に困窮者をなくしたいというふうな考え、施策を進めております。

○堀委員 以上、本日は地方交付税の法案に關連をいたしまして、警察官の処遇についての現在ある私の気づいた問題点を少し明らかにしたわけでありましよう。どうかひとつ私が本日申し上げた具体的な問題は聞きっぱなしということではなくて、おのプログラムの上にのせていただく、一年くらいして、来年のいまごろにまたこの問題を当委員会において取り上げますので、それまでの間に御検討の結果について御報告ができれば、各担当部門において検討を進めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○吉田委員長 有馬兼武君。

○有馬委員 財政課長にお伺ひいたしますが、四十年度の公債費を一千三百三十五億見込まれまして、三十九年度に比へまして百九十二億の増であります。これは公債費の性格というものからいいたしまして、これは漸減の方向をたどらなければならぬと思ふのであります。この点について基本的な考え方を御聞かせいただきたいと思ひます。

○岡田説明員 御指摘のように、公債費は四十年年度千三百三十五億ということで、前年度に比較し

まして百九十二億の増となっております。もちろん公債費の増加というふうなことは、これは義務費でありますから、なるべく財政法上からいって費を減らさなければならぬと思ふのであります。またそういう意味から地方債等の許可にあたりましても、赤字が多額にあるような団体費にございまして、あるいは赤字も公債償還費の大きい団体につきましても、地方債を許可するにあたりまして制限しあるいは許可しないというふうな態度をとつて、さらにこれを広げる方向で考えております。なお、この四十年度の自治省の公債費は伸びておりますけれども、これは地方債計画外にも適当と認められるところの起債については許可されるのでございまして、それについては起債償還費等につきましても、従来計画外の問題として処理してございまして、今回規模の是正、要するに計画と決算との実態に合わせるという方向において合理化をはかった部分がございます。したがって実体の伸びというものはそれほど大きくはなつておらないというふうな考えます。

○有馬委員 私がお伺ひしておるのは、実体はさう大きくないというふうなことでなくて、こういう計画を立てられるのですから、いま申し上げました態度というものが数字の上で貫かれていなければならぬのじゃないか、それが百九十二億もふえておる理由についてお伺ひをしておるわけでございます。

○岡田説明員 三十九年度までの計画ベースの償還費は約百億でございます。百九十二億の増加になつておりますけれども、従来の財政計画ベースでの公債償還費はそのうち百億、したがっていま三十九年度と三十八年度では増加額これまた百億程度でございますので、伸び方としては実質的には同額の増加になっております。

○有馬委員 漸減の方向についてはそういう方向をたどりたいということでありましたけれども、具体的にはどういふ形でこれを減らしていくのか、その方針をお聞かせをいただきたい。

○岡田説明員 一つには、地方財政再建促進特別措置法に基づきまして、多額な赤字を出しておる団体につきましては、その赤字額に応じて起債を許可いたさないという方針をとつております。これは赤字との関係、要するに財政指導上の面からであります。しかし、一方起債の許可にあたりましては、許可方針上、公債償還費がその団体と一般財源に照らしまして多額にのぼると認められるところにつきましても、起債を制限するという態度をとつております。許可方針は目下そういう方向で検討中でございます。

○有馬委員 次に、本年度の千三百三十五億のおもな引き受け先を仕分けして御説明を願ひたいと思ひます。

○岡田説明員 この公債償還費は、現債高に基づきますところの償還額と、それから今回の地方財政計画と関連のありまるところの地方債計画上、一応四十年度に発行を予定いたしてありますところの起債に對する利子分、その合計の償還義務費を計上しておるものでございます。

○有馬委員 その非公債償還のうち、大体おなじ引き受け先を言つてください。

○岡田説明員 起債総額では四千八百四十九億ということに地方債計画ではなつておりました。その中で資金運用部において引き受けましますものが三千七百七十五億、その余の千七百七十四億が公募ということになつております。

○有馬委員 公募債の引き受け先を聞いておるのです。

○岡田説明員 公募関係の内訳は、市場分が四百八十八億、それから公庫関係が五百億、それから縁故で七百八十六億ということになつております。ただし、地方財政計画に載つておりましたところの公債償還費ないしそれに対応するところの地方債、これには公募関係はございません。地方財政計画は、一般会計債、地方債計画の中の一一般会計部分で地方財政計画に載せておりましたので、したがって、さいぜん御指摘の公債償還費に對する分としては、公募債は関係してまいってき



ておりません。

○有馬委員 いまの点をひとつ数字として、資料として提出をお願いします。

次に、これもいま一点だけお伺いいたしますが、激甚災に伴うところの特別交付税の配付の基準、考え方、これをお聞かせいただきたい。

○岡田説明員 激甚災の場合には、たとえば減税をいたしますとか、あるいは歳入上の欠陥をもたらずところの特定財源の問題がございます。それで激甚災害特例法上そういう歳入欠陥を生じました部分につきましては、特例債が加えられます。その特例債によりまして、将来償還しなければならぬ部分につきましては、全額特別交付税で措置するということになっております。そして、これは歳入欠陥の場合、その部分についてでございますけれども、およそ災害等の場合には、公共施設災害の被害総額等にリンクいたしましたして、いわば基準にいたしましたして、一定の方式により、極力客観的な基準に立ちまして、災害のための特別交付税を算定いたしております。

○有馬委員 昨年は御承知のように、新潟あるいは台風その他の災害が相次いでおるわけでありまして、そのワタをどの程度に見ておられるか、この際お聞かせをいただきたいと思っております。

○岡田説明員 三十九年度は御指摘のとおり、新潟の地震それから北陸等の豪雨災害等ございましたので、災害関係それに大島等の火災もございました。これも含めまして、約百億を特別交付税として配分いたしました。

○有馬委員 実は私、その数字がわかっておるからお尋ねしたのですよ。その数字、まともだと思えますか。

○岡田説明員 これはただいま申し上げましたように、火災でございますとか、あるいは農村の営農資金に対する利子等に対応する分等、それぞれ関連のものが入っております。全体としてでございますので、さらに内訳といえますか、その狭義のものということになりますと、また別でございますが、要するに、災害関係全体としては百億

ということでございます。

○有馬委員 あなた方は新潟なり、あるいは北陸なり、あるいは台風災害時の実態を見てお歩きになりましたか。

○岡田説明員 私ども災害対策本部の部員に任命されまして、現地には参りませんでしたけれども、自治省及び消防庁からそれぞれ関係の課長が出て現地に参りました。よく話を聞きまして、それに基つき、また県等からの説明をよく聞きまして、できる限りの配慮をしたつもりでございます。ただ、特別交付税にもワタの総額の点がございまして、希望のとおりというところまでは参らなかつたかと思っておりますけれども、できるだけの配慮はいたしたつもりでございます。

○有馬委員 私の言っておるのは、総ワタがあまりにも常識にはずれておるからお伺いしたわけですよ。やはり行政というものは常識的にやらなければいかぬですよ。ただ計上をすればいいという性格のもの、これは財政計画でも何でもありやせぬですよ。きょうは時間が切迫しておりますから、これ以上申し上げませんけれども、そういった百億というようなことをあなた方はすらすらと現地に行った課長の意見をよく聞いてやりまして、行政に対する不信感というものが出てくる。行政に對する不信感というものが出てくる。

百億しか組めなかつたというのであれば、それなりの理由がなければならぬ。あなた方が納得しておるのだから、これは問題外だと思うのですよ。よくそこら辺を考慮して、その果なり、あるいは出かけた諸君の意向というものを、これを政治的に判断する。その判断のしかたに基本的な姿勢の問題がありますので、この点はいずれ機会を見て徹底的にお伺いをいたしますから、資料を整備しておいていただきたいと思っております。

それから、なお先ほどの地方債の計画については、具体的な数字として出していただきたいと思っております。

以上をもって質問を終わります。

○吉田委員長 ただいま議題となっており各案中、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、各案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○吉田委員長 引き続き、順次討論、採決に入ります。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について討論に入ります。通告がありますので、これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について、反対の意見を明らかにいたしたいと思います。

御承知のように、現下地方自治団体は非常に窮乏を呈しております。赤字の県が五県、赤字の市町村に至りましては、三百九十七市町村に及んでおります。その金額も二百七十二億円、市町村分でも二百二十一億円の赤字という非常に苦しい実情にあります。このことは、同じ日本国内に住む住民が、赤字の市町村に住んでおる者と、黒字の市町村に住んでおる者との非常なアンバランスを来たしておることは言うまでもありません。したがって、私どもはかかる赤字をすみやかに解消する行政指導と同時に、財政的措置を強く要求をいたしておるところであります。しかるに、今回の改正案は、その引き上げ率が〇・六％という非常にわずかな引き上げ率で、絶対額にしても四百四十四億八千万円ということでは、今日の地方自治団体の実情に沿う引き上げとは断じて言うことはできません。これが引き上げ幅が少ないという立場からの反対の第一の理由であります。

第二の理由は、昭和三十三年の経常費に必要であったベースアップに伴う措置の際に、政府は百五十億円の貸し付け金という処理のしかたをいたしました。このことは、地方自治体の実情を無視した暴挙といつても間違いではありません。かかるに、今回この百五十億円の貸し付け金について何ら前向きな改善策が講じられていない。依然としてこの百五十億円は五カ年間に返済をさせようという過酷な措置のままでありまして、私たちが、かかる政府のこうした態度には、地方自治体の実情を勘案した際に、決して承服できるものではありません。

第三に、いま有馬委員からも御指摘がございましたが、今日の地方自治体の公債発行の趨勢であります。年々これは増加の傾向にあり、三十九年度と四十年度を比較いたしましたしても、約二百億円の公債の増加であります。このことはいかに地方自治団体の一般行政水準を圧迫し、住民の福祉に悪い影響を与えておるかということは申すまでもないのであります。したがって、私たちはこの公債債あるいは非公募債の地方自治団体の発行に対する適切な指導、さらにこれに対する財政措置というものをめもつと基本的な態度に立つて解決をしなければいけないという主張をいたすものであります。

最後に、したがって私たちは今日の公共料金の引き上げ、公営企業の料金の引き上げ、医療費の引き上げによる国民健康保険税の大幅増徴、ひどい町村に至りましては、七割給付と、今回の医療

の引き上げの分と、これらの改善のために倍に保険税が引き上がる町村があります。低いところで

も七割、六割の保険税の増徴を行なわねば健康保険が維持できない市町村がございます。こういう諸般の情勢というものを勘案するときに今回の

○・六%の引き上げはまことに冷淡といわなければなりません。したがって、わが党は交付税率を三三%、すなわち従来を一律に三・一%引き上げせよと強く要求をいたしてきたところであります。本案にわれわれが反対をする最も基本的な立場は、この地方自治団体の実情というものを抜本的に改善をするためになせ三三%の率を採用できなかつたかということにあります。

以上、わが党の態度並びに本案が寡少に過ぎたという意味から、わが党はこれに反対の意思を表明するものであります。(拍手)  
○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日本国とアメリカ合衆国との二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案の各案に対しては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることいたします。

おはかりいたします。

各案を原案のとおり可決するに御異議ありません。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。おはかりいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次会は明三十一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後一時十四分散会

第一類第五号

大藏委員會議録第二十七号

昭和四十年三月三十日

昭和四十年四月三日印刷

昭和四十年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局